

1. 経営安定対策

各種の制度事業や補助事業を実施し、農畜産物の生産者の経営安定を図っています。

安全で、品質の優れた国産農畜産物を消費者の皆さまに安定的に供給するためには、生産者の経営安定を図ることが必要です。

alic 肉用子牛の生産者

肉用子牛生産者補給金制度

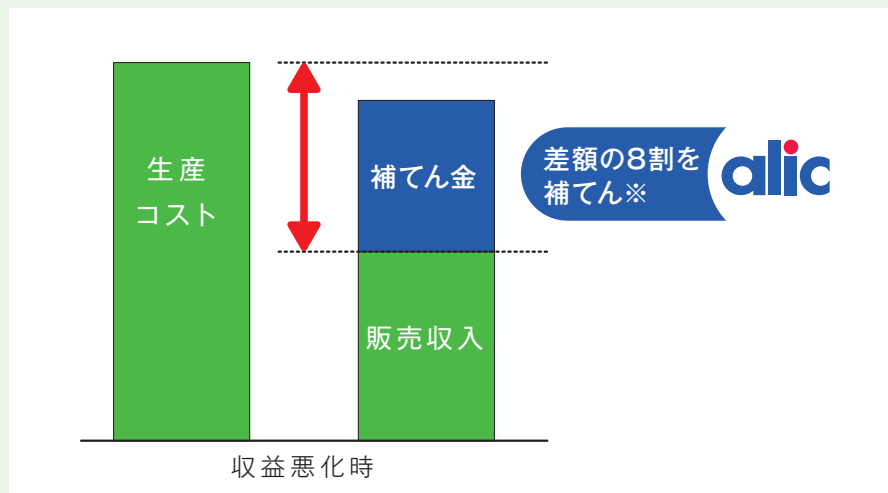
肉牛となる子牛の生産者の経営の安定を図るため、子牛の販売価格が生産コストに相当する価格（保証基準価格）を下回った場合、肉用子牛の生産者に補給金を交付します。



alic 肉牛の生産者

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

国産牛肉の供給元である肉牛の生産者の経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や牛枝肉価格の低落などにより、販売収入が飼料などの生産コストを下回った場合、肉牛の生産者に補てん金を交付します。



※子牛価格の高騰により、肉用牛肥育経営の収支が大幅に悪化することが見込まれる状況にあるため、平成30年度に限って補てん率を9割として実施。

alic 肉豚の生産者

養豚経営安定対策事業

国産豚肉の供給元である肉豚の生産者の経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や豚枝肉価格の低落などにより、販売収入が飼料などの生産コストを下回った場合、肉豚の生産者に補てん金を交付します。



alic 生乳の生産者

加工原料乳生産者補給金制度

国産牛乳・乳製品の供給元である生乳の生産者(加工原料乳生産者)の経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給を図るため、飲用牛乳向けに比べて価格が安いバター・脱脂粉乳、チーズ及びクリームなどの乳製品の原料となる生乳を販売した加工原料乳生産者に補給金を交付します。

また、乳業工場から遠いなど、条件不利地域の生産者からの集送乳が安定的かつ確実に行われるよう集送乳調整金を交付します。



alic 野菜の生産者

① 指定野菜・特定野菜

野菜の生産者の経営の安定と国産野菜の安定供給を図るため、消費量の多い野菜(指定野菜及び特定野菜)の価格が一定の価格(保証基準額)を下回った場合に、野菜の生産者に交付金を交付します。

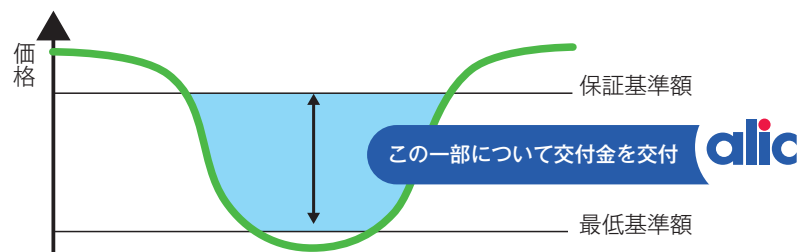
指定野菜(14品目)

- | | | | | |
|-------|-------|-------|--------|---------|
| ●キャベツ | ●だいこん | ●なす | ●はくさい | ●ほうれんそう |
| ●きゅうり | ●たまねぎ | ●にんじん | ●ばれいしょ | ●レタス |
| ●さといも | ●トマト | ●ねぎ | ●ピーマン | |

特定野菜(35品目)

- | | | | | |
|---------|----------|----------|---------|----------|
| ●アスパラガス | ●グリーンピース | ●すいか | ●にんにく | ●れんこん |
| ●いちご | ●ごぼう | ●スイートコーン | ●ふき | ●オクラ |
| ●えだまめ | ●こまつな | ●セルリー | ●ブロッコリー | ●ししとうがらし |
| ●かぶ | ●さやいんげん | ●そらまめ | ●みずな | ●にがうり |
| ●かぼちゃ | ●さやえんどう | ●ちんげんさい | ●みつば | ●みょうが |
| ●カリフラワー | ●しゅんぎく | ●生しいたけ | ●メロン | ●らっきょう |
| ●かんしょ | ●しょうが | ●にら | ●やまのいも | ●わけぎ |

● 野菜の価格安定制度の仕組み



② 契約野菜

外食・加工業者や小売店などとの契約取引に伴う野菜の生産者のリスクを軽減し、安定的な契約取引を推進するため、指定野菜及び特定野菜の価格が一定の価格(保証基準額)を下回った場合などに、野菜の生産者に交付金を交付します。



alic 野菜の中間事業者

野菜が不作の時に、外食・加工業者や小売店などとの契約取引を行う野菜の中間事業者のリスクを軽減し、野菜の生産者との安定的な取引を推進するため、中間事業者が契約数量を確保するために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達などした場合に、中間事業者に交付金を交付します。

alic さとうきび生産者・砂糖を製造する事業者

① 甘味資源作物交付金交付

さとうきび生産者の経営の安定を図るため、さとうきびの生産に必要な経費のうち、砂糖の原料代として生産者に対して支払われる額では賄えない部分について、交付金を交付します。

注：砂糖の原料であるてん菜の生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。



② 国内産糖交付金交付

国内産のてん菜又はさとうきびを原料として砂糖を製造する事業者（国内産糖製造事業者）の経営の安定を図るため、砂糖の原料代と製造経費のうち、砂糖の販売価格では賄えない部分について、交付金を交付します。



alic かんしょ生産者・でん粉を製造する事業者

① でん粉原料用いも交付金交付

でん粉の原料であるかんしょ生産者の経営の安定を図るため、かんしょの生産に必要な経費のうち、でん粉の原料代として生産者に支払われる額では賄えない部分について、交付金を交付します。

注：でん粉の原料であるばれいしょの生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。

② 国内産いもでん粉交付金交付

国内産のかんしょ及びばれいしょを原料としてでん粉を製造する事業者（国内産いもでん粉製造事業者）の経営の安定を図るため、でん粉の原料代と製造経費のうち、でん粉の販売価格では賄えない部分について、交付金を交付します。



● 制度の概要

